

苫小牧市青少年表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市表彰条例(昭和45年条例第34号)に定めるもののほか、本市における青少年(市内に居住する者で、年齢は毎年10月1日を基準日として、15歳以上28歳未満の者をいう。以下同じ。)の誇りと自信を高め、豊かな心を養い、有為な社会人を育成するための表彰について定めるものとする。

(表彰者の選考等)

第2条 表彰を受ける青少年については、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める基準に該当すると認められる者で市内の法人、団体等により推薦されたものの中から別に定める基準を参考に審査した上、市長が選定する。この場合において、市長は、必要に応じ、識見を有する者に意見を聴くことができる。

(1) 個人 その行動が特に優秀な者で次のいずれかに該当もの。ただし、同一の法人、団体等からの推薦は、2名以内とする。

ア 友情・奉仕の念に厚く、青少年の健全育成、社会福祉活動等(以下「青少年の健全育成等」という。)の向上に資するボランティア活動や地域貢献活動に2年以上従事し、その功績が大きい者

イ 同一事業所にて2年以上勤務し、職場で創造性や協調性を発揮し、他の模範となる活動や地場産業の振興に貢献する活動をしている者

(2) 団体 構成される者が健全であって、その運営も優れており、また、青少年の健全育成等の向上に資する活動の功績が大きい28歳未満の青少年で構成される団体・グループ

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる青少年は、選考の対象としない。

(1) 破産者

(2) 刑事事件で起訴され、当該事件が裁判所に係属している者

(3) 法令等の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行が終わった日から3年を経過しない者又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

(4) 法令等の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から当該刑期(5年未満の場合にあつては5年とする。)の3倍に相当する期間を経過しない者又はその執行を受けることがなくなった日から当該刑期の1.5倍に相当する期間を経過しない者

(5) 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者

(表彰者数)

第3条 表彰者数は、8名以内とする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、毎年1回、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、青少年の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年8月2日から実施する。

<参考>

様式第1号（第2条関係）…「個人」推薦

様式第2号（第2条関係）…「団体」推薦